

観施委第 22 号下呂温泉合掌村冬季夜間回遊・受入環境実証業務
プロポーザル実施要領

1. 募集概要

(1) 趣旨

下呂温泉街中心部における特定時期・時間帯の観光集中を緩和し、周辺主要観光資源である合掌村エリア等への安全かつ円滑な夜間回遊・観光分散を図るとともに、冬季特有の気象・地理的リスクに対応した安全受入環境の確立および多言語情報発信の実証を行うことを目的とする。また、急峻な坂道・凍結路面での徒歩移動リスクを解消し、バリアフリー輸送を含む包括的な二次交通整備を実現することで、過剰集中の未然防止と KGI（回遊率 60%）の達成を目指すものである。

(2) 企画提案を募集する業務の名称

観施委第 22 号下呂温泉合掌村冬季夜間回遊・受入環境実証業務

(3) 業務仕様

【別紙】観施委第 22 号下呂温泉合掌村冬季夜間回遊・受入環境実証業務委託仕様書のとおり。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 22 日まで

(5) 委託上限額

8, 800, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模の上限を示すものである。

2. プロポーザル実施スケジュール

(1) 提案書提出期限：令和 8 年 10 月 30 日(金)

(2) 提案内容審査：令和 8 年 11 月 5 日(木)

(3) 結果の通知公表：令和 8 年 11 月 9 日(月)予定

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす単独企業または共同企業体（JV）とする。なお、共同企業体（JV）として参加する場合、以下の(7)～(10)の要件は、代表企業だけでなく構成企業の役割分担により全体で満たしていれば可とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けているものを除く）でないこと。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く）でないこと。

- (4) 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (5) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び下呂市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 過去3年以内において、国（観光庁等）または地方自治体、事業体などが発注した「オーバーツーリズム対策」「観光地受入環境整備」「観光交通・二次交通実証」に関する業務委託実績を有すること（実績等を提案書の中に記載すること）。
- (8) 冬季積雪寒冷地における夜間交通運行実証および観光プロモーションを同一地域で一体的に受託・遂行できる体制を有すること。
- (9) 本市および下呂温泉郷の地域観光事情、道路交通特性、旅館・商店街等の地域商慣習に精通し、発注後速やかに地域関係者との協議・合意形成に着手できる現地推進体制を即座に配置できること。

4. 提案書の提出

(1) 提出書類

提案書の様式・形式等は任意とするが、使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- ・「3 参加資格」を満たすことを証明する書類（会社概要、納税証明書、事業実績等）
- ・企画書（A4サイズで20ページ以内とし、別紙仕様書の業務内容について、実施内容を具体的に示すこと。体制・スケジュールを含む。）
- ・見積書（業務内容の項目別に内訳を記載すること。※委託上限額を超過した見積書を提出した場合は無効とする。）
- ・共同企業体（JV）として参加する場合の追加書類（共同企業体協定書の写し、代表者への委任状等）

(2) 提出方法

- ・提出部数：7部
- ・提出先：下呂市役所観光施設課 〒509-2202 岐阜県下呂市森 2369
- ・方法：郵送または持参すること

(3) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時 必着

5. 質疑応答

(1) 質問方法

以下の宛先に電子メールで問い合わせること。質問書の様式は任意。質問者には、受信

確認の電子メール返信をもって受付したものとみなす。

- ・宛先：下呂市役所観光施設課 熊崎
- ・アドレス：[kazuhiko-km@city.gero.lg.jp]

(2) 質問期限

令和8年10月23日（金）午後5時

(3) 回答方法

質問への回答は、質問者の名称等を伏せたうえ、一括して質問回答書としてまとめ、全参加希望者宛にメールにて返信する。

6. 提案審査評価

(1) 審査評価手法

下呂市が設置する選定審査委員会にて書類審査を実施する。

(2) 審査日

令和8年11月 5日（木）

(3) 評価基準

別紙評価基準のとおり

(4) 評価結果の通知

審査結果は、選定結果の可否を全事業者に文書にて通知する。

7. 受託事業者の決定及び契約

- ・選定審査委員会が提案書の評価・採点を行い、評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。総評価点の6割を満たさない提案者は選定対象としない。
- ・同点により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。さらに同点の場合はくじ引きにより決定する。
- ・提案者が1名のみの場合は、審査により総評価点が6割を超えた場合に決定とする。
- ・優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務を発注する。協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入る。

8. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- ・提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ・ひとつの事業者が複数申請したとき。
- ・書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ・所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- ・誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ・見積額が委託上限額を超過しているとき。

9. その他

- (1) 提案書に関連する事項について後日、ヒアリングを行うことがある。
- (2) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての資料の所有権は下呂市に帰属し、返却はしない。
- (4) 提出された提案書の著作権は提案事業者に属する。下呂市が無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

10. 連絡・照会先

〒509-2202 岐阜県下呂市森 2369

下呂市役所観光施設課 担当：熊崎

TEL：[0576-25-2239] FAX：[0576-25-4283]

E-mail：[kazuhiro-km@city.gero.lg.jp]